

新潟市立小針中学校 いじめ防止基本方針

文部科学省及び新潟市の基本方針を受け、「いじめ防止対策推進法」をもとに学校及び学校教員の責務（第8条）から、いじめ防止基本方針を策定する。

当校では、保護者・地域・関係機関と連携を図り、すべての生徒にとって「安心で安全な学校」「楽しい学校」となるよう全職員が全力で取り組むものとする。

1 いじめ防止に向けた基本方針

(1) 基本理念

「いじめ」はどの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる深刻な人権侵害であることを強く認識する。生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう学校・保護者・地域が互いに信頼関係を構築し、「いじめ」が発生した場合には、早期に解決できるよう、保護者・地域・関係機関と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。

(2) いじめの定義

事案が次の4つの要件にすべて当てはまる場合に、その事案をいじめと判断する。

- ① 加害者・被害者ともに生徒である。
- ② 加害者と被害者が、一定の人間関係にある。
- ③ 加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
- ④ 被害者が心身の苦痛を感じている。

(3) いじめの理解

いじめの被害者・加害者については、固定化されたものではなく、特に「暴力を伴わないいじめ」については、多くの生徒が、あるときは被害者になり、またあるときは加害者になる等、入れ替わりながら被害も加害も経験する。

いじめが起こっているときには、被害者・加害者の二つの立場だけではなく、いじめをはやし立てたり面白がったりする「観衆」や、いじめを見て見ぬふりをする「傍観者」が存在することも多い。そこで、いじめの問題への対処や未然防止に努めるには、加害者にいじめをやめさせ、被害者・加害者の関係修復を行うだけでなく、観衆や傍観者も含め、集団の問題として扱うことも必要である。

いじめをしない、させない、許さないという雰囲気が集団に形成され、学校風土となることがいじめの未然防止につながるものと考えている。

2 いじめ防止のために学校が実施すること

(1) いじめの防止

- 多面的な生徒理解に基づく信頼関係を基盤とし、全教育活動を通してすべての生徒に「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの視点から自律性と社会性を育み、精神的、社会的な自立を目指す。また、生徒指導ガイドブック「授業づくりと生徒指導の一体化を目指して」を活用し、上記の4視点を生かした授業づくりを通して、生徒の自律性と社会性の育成に努める。
- 分かる授業・できる授業をはじめ、一人一人を大切にする教育活動により、学級・学年・学校の風土をつくり、保護者や地域との信頼関係や協力体制を構築する。

- いじめについての指導を年度初めに行い、いじめが重大な人権侵害であり、決して許されないということを生徒に確実に理解させるとともに、「いじめをしない、させない、許さない」という意識の醸成に努める。
- いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で生徒に接し、児童生徒の人権感覚を育成する。
- いじめの問題を題材とした道徳の授業や、「いじめゼロ」「いじめ見逃しゼロ」を目指す生徒会の活動等、生徒が主体的にいじめの問題を考え議論したり、いじめの予防や解消に向けて取り組んだりする活動を積極的に進め、いじめ防止に向けた生徒の意識向上を図る。
- アサーショントレーニングを行い、良好な人間関係作りを支援する。
- 週3回行われる関係職員による「情報交換会」、週1回行われる「生徒指導部会」で速やかに情報共有を図る。また、全職員で生徒の情報をデータ（生徒指導日誌）で共有する。小さなことでも発見者が、その日のうちに書き込む。

(2) いじめの早期発見

- 生徒をよく見る、話をよく聴く、寄り添う、かかわることはもちろん、毎日必ず笑顔で話しかけたり、名前を呼んだりほめたりする等を積み重ね、生徒との信頼関係を築く。
- 日常の観察の他、生活ノート（毎日の記録）、「仲間とのかかわり」についてのアンケート【年6回】、教育相談アンケート【年2回】等の活用、教育相談体制の充実、教師のこまめな記録の積み重ね等により、いじめの早期発見に努める。
- 全教職員で生徒の様子を見取り、情報を収集、整理して共有し、組織的な対応に迅速につなぐ。くれぐれも、特定の教職員が安易に「いじめではない」と判断することや、教職員が一人だけで対応することによって情報共有が滞ることのないよう、複数での判断、組織での対応を徹底する。
- いじめの発見のためのアンケート調査については、早期に対応すべき事案への取組が遅れることがないようにするために、原則として調査実施日に記入内容を確認する。また、生徒が記入した用紙そのものを複数の教職員が確認することで、状況を適切に把握する。
※ 調査結果をさかのぼって確認できるよう、調査用紙（原本）は生徒が卒業するまで保管する。なお、調査結果をまとめた資料を別に作成し、生徒の卒業後5年間保存する。
- インターネットを通じた見えにくいいじめにも注意を払う。また、地域から情報が得られる体制を構築し、いじめの早期発見に役立てる。
※ 入学説明会や保護者会等の機会を利用して、インターネットトラブルに関する啓発活動を行う。また、学校だより等を利用し、生徒の携帯電話、スマートフォン、PC等の利用について保護者の責任および監督の下で行われるよう要請する。
- 保護者からの相談や地域からの情報提供に丁寧に対応し、気になる情報についてはそのままとどめずに、生徒からの聴き取りやアンケートの実施等の必要な対応を行い、いじめの有無について確認する。

(3) いじめへの対応

- いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織で対応する。その際、いじめを認知した教職員から、例えば学年主任や生徒指導主事を経て管理職に確実に報告が上がる校内体制を整える。それとともに、「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図るとともに、多方面から情報を収集、整理し、事案の全体像を把握する。なお、いじめが疑われる事案についても、特定の

教職員が安易に「いじめではない」と判断するのではなく、複数の教職員によって判断する。

- いじめを受けた生徒に対して丁寧な聴き取りを行い、事実を明確にする。また、生徒の気持ちや意向に寄り添いながら対応と一緒に考えるとともに、「絶対に守る」という姿勢を示しながら心のケアに努める。
- ※ いじめを受けた生徒から、対処に向けて「まだ動かないでほしい」と依頼され、本人の気持ちを尊重するあまり対応が遅れることがある。見守りと問題の先送りを混同せず、本人を守り、「安心・安全」を保障しつつ、問題の解決に向けて迅速・適切に取り組む。
- 事実関係を明らかにするために、いじめを受けた生徒に加えていじめを行った生徒への聴き取りも丁寧に行う。また、必要に応じて周囲の生徒にも聴き取りを行う。
- いじめを認知した場合、いじめを受けた生徒やいじめを行った児童生徒の保護者に対して適切に事実を説明する。経過や今後の方針を丁寧に説明する。
- いじめを行った生徒に対しては、謝罪を急ぐあまり生徒の十分な反省を引き出さないまま安易な謝罪で終わらせることなく、相手の心の痛みを理解させ、自身の行為の問題点についての自覚を促す。また、今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させるとともに、本人の不安定要因への対処を行い、必要に応じて関係機関と連携して家庭への支援を継続する。
- ※ 聴き取りや指導により、いじめの状況がより深刻になることは絶対にあってはならない。いじめを行った生徒の思いを受け止めつつ、行った行為に対する責任の重さを自覚させ、「十分な反省」を引き出すことで、再発防止に努める。
- いじめへの対処の結果、いじめが「解消」したかどうかについては慎重に判断する。「解消」とは、いじめがなくなることはもちろん、再発についての心配も全くなく、しかもいじめを受けた生徒の心の不安が完全に払拭された状態であると捉え、これらにわずかでも心配がある場合には「一定程度の解消」と捉えて関係の生徒への継続的な指導や支援、見守りを続ける。
- ※ 再発についての心配がないとする期間は3か月を目安とする。

3 いじめ防止対策のための校内組織

(1) 校内いじめ対応ミーティング

① 設置目的及び構成

発生したいじめに対し、校内で迅速・適切に対処することを目的とする。構成メンバーは、管理職、生徒指導主事、いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒の学級担任・学年主任、その他事案に関係する教職員が必要に応じて加わるようにする。これにより、組織的な対応を効率的・実効的に行えるようにするとともに、最終的に全ての教職員がいじめの対応等に主体的にかかわるようにする。

② 組織の役割

この組織は、学校がいじめの防止等、特にいじめの対処に取り組む際の中核として、日常的に機能させる組織となる。いじめが発生した場合、迅速に開催して組織的に次のことを行う。

- いじめの状況を組織として共有する。
- いじめに係る詳細な事実把握のための調査を行う。
- いじめの対処のための方針や方法を協議する。
- 事案に関する記録を残す。

なお、いじめに関する情報は、「校内いじめ対応ミーティング」での共有にとどめず、職員会議や職員打合せ等の機会を利用して全ての教職員が共有する等して、学校全体でいじめの問題に取り組む体制をつくる。

(2) いじめ対策委員会

① 設置目的及び構成

いじめの防止等の課題に対して、それぞれの役割や専門性を発揮して、組織的・実効的に取り組むことを目的とする。構成メンバーは、教頭、教育相談担当、学年主任、学級担任、養護教諭、S Cとする。

② 組織の役割

この組織は、学校が組織的にいじめの防止等に取り組むに当たり、次のような役割を担う。

ア いじめの予防に関して

- 学校基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正をする。
- いじめの相談や通報の窓口となる。
- 年に数回、定期的ないじめ対策委員会を開催する。

イ いじめが発生した場合

- いじめに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報を収集・記録し、共有する。
- 重大事態や重大な事案が発生した場合は、緊急会議を開いて、情報を迅速に共有し、対応の方針や内容を決定するとともに、保護者と連携を図りながら組織的に対応する。

(3) 小針中学校区いじめ防止連絡協議会

① 設置目的及び構成

中学校区の小学校、青少年健全育成協議会会長、主任児童委員、民生児童委員、西区指導福祉係係長、西警察スクールサポーター、地域の代表等が連携し、中学校区全体のいじめ防止等への取組について協議することを通して、地域全体で児童生徒をいじめから守る取組の充実を図ることを目的とする。

② 組織の役割

地域全体で生徒を見守り、いじめの防止等に努めるために、中学校区を単位として、各学校における児童生徒のいじめ等に関する実態や、いじめの防止等に係る取組についての情報交換を行い、対策等の共有を図る。また、情報共有とともに、学校間や学校と地域の連携強化による取組を推進するために、本協議会を積極的に活用する。

4 各種会議の関係図

